

第1条（法令の遵守）

排出事業者（以下「甲」という）及び処理業者である三友プラントサービス株式会社（以下「乙」という）は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

- 乙の事業範囲は表1のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、最新の許可証の写しを甲がいつでも入手できるよう乙のホームページ（<https://www.g-sanyu.co.jp/>）に掲載する。
- 乙は、甲から委託された産業廃棄物を甲乙間の委託契約書に定める産業廃棄物の種類に応じて、表2に記載する場所の所在地、方法及び処理能力にて適正に処分する。
- 甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力を表3のとおりとする。なお、中間処理後に残査が発生しない産業廃棄物は、中間処理の完了をもって最終処分の完了とする。
- 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、委託契約書にその旨を記載する。

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

- 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。下記の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）」（令和7年12月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

記

⑦産業廃棄物の発生工程 ①産業廃棄物の性状及び荷姿 ⑦腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ②混合等により生ずる支障 ⑦日本産業規格 C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 ⑦石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項 ⑦水銀使用製品産廃の有無 ⑦水銀含有ばいじん等の有無 ⑦特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合 ⑦その他取扱いの注意事項

以上

- 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに適正な処理費用の支払等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。なお、書面による通知を要する「産業廃棄物の性状等の変更」とは、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更によって性状の変更や腐敗の有無等に関する変化、混入物の発生する場合である。これ以

外をもって書面による通知を要する「産業廃棄物の性状等の変更」とする場合には、甲乙はあらかじめ協議のうえ定めることとする。

- 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第3版）」（令和7年12月）の「容器貼付用ラベル」参照）。
- 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載済みがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載の修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 甲は、本契約有効期間内において乙からの要請があるときは、処理委託を行った産業廃棄物について、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

第4条（甲乙の責任範囲）

- 乙は、甲から委託された廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 乙が、第1項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。ただし、甲の乙に対する指図又は甲の委託方法に原因がある場合（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等に起因する場合を含む。以下同様とする。）はこの限りではない。この場合、甲及び乙の損害の負担割合は、甲及び乙の損害に対する寄与の割合に応じるものとする。
- 乙が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の方法に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。ただし、第三者に発生した損害について乙にも帰賀性があるときはこの限りではない。この場合、甲及び乙の損害の負担割合は、甲及び乙の損害に対する寄与の割合に応じるものとする。
- 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の方法に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

ただし、業務終了報告書は、下記のマニフェスト又は電子マニフェストの報告で代えることができる。

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款E）

2026年1月5日制定

三友プラントサービス株式会社

記

マニフェストD票の送付又は電子マニフェストの登録
以上

第8条（業務の一時停止）

- 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅延なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握するとともに、乙が適正な処理を行えるようになるまでの間、乙に新たな産業廃棄物の処理委託を行わない等、生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のために必要な措置を講じなければならない。また廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の29にしたがい同条に定める報告期限までに都道府県知事に対して報告書を提出するものとする。

第9条（料金・消費税・支払い）

- 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の料金を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。
- 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する料金は、委託契約書に定める単価（税抜）に基づいて算出する。
- 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する料金についての消費税は、甲が負担する。
- 料金の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

- 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の書面による許諾を得なければならない。
- 前項の機密は、処理の検討の為に甲から提供された産業廃棄物の情報のうち当該廃棄物の処理委託が結果として甲から乙になされなかつたものを含む。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 本契約において「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当する者をいう。
 - 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体

- 前項記載の暴力団及びその関係団体の構成員
- 「総会屋」「社会運動標榜ゴロ」「政治活動標榜ゴロ」「特殊知能暴力集団」等の団体又は個人

- 前各号の一の他、暴力、威力、脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人

- 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人

- 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号について表明する。

- 自らが反社会的勢力でないこと

- 自らが反社会的勢力でなかつたこと

- 反社会的勢力を利用しないこと

- 取締役、執行役及び実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと、並びにそれらのものが反社会的勢力と交際がないこと

- 自らの財産及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、及び反社会的勢力と交際がないこと

第13条（契約の解除）

- 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知および催告を要することなく直ちにこの契約を解除することができる。

- （1）破産、特別清算、民事再生、会社更生等、その他法的倒産手続開始の申し立てがあったとき、若しくは清算または私的整理の手続きに入ったとき

- （2）手形または小切手が不渡りとなったとき

- （3）連絡が取れず、所在が不明となったとき

- （4）第12条第2項の表明に反する事が判明したとき

- 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して相当の期間を定めて催告を行うものとし、当該期間内に是正が行われなかつたときは、書面による通知の上、相互にこの契約を解除することができる。

- （1）相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したとき

- （2）契約を継続しがたい事情が発生したとき

- 甲又は乙が契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引渡しを行つた廃棄物について未だ処理が完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

- （1）解除原因が乙にある場合

- イ 乙は、本契約が解除された後も、その廃棄物に対する乙の本契約上の責任を免れない。乙は、処理未了の廃棄物について処分を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当た

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款E）

2026年1月5日制定

三友プラントサービス株式会社

り、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物の処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

（2）解除原因が甲にある場合

イ 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を、甲の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

4 第1項又は第2項により本契約が解除されたときは、甲は乙の業務の履行に応じた処理委託費用を直ちに支払うものとする。ただし、乙の帰責性により甲に損害が生じた場合には、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げない。甲の帰責性により乙に損害が発生した場合には、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げない。

第14条（約款の変更）

本契約の末尾に記載された表1ないし表3に記載された事項の変更や廃棄物の処理及び清掃に関する法律その

他関係法令の改正等により本契約の内容に変更の必要が生じたときは、その範囲において契約の内容を変更することができる。変更については、乙のホームページにその内容を記載する。

第15条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第16条（裁判管轄）

この契約に関する一切の争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則

2022年6月8日制定・実施

2022年7月20日改定・適用

2022年10月6日改定・適用

2023年2月28日改定・適用

2024年7月1日改定・適用

2025年6月10日改定・適用

2026年1月5日改定・適用

表1 乙の事業の範囲

事業	許可都道府県・政令市	有効期限	事業範囲	許可条件	許可番号
処分〔産廃・特管〕					
川崎工場 混合	川崎市	許可証の通り	許可証の通り	許可証の通り	許可証の通り

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款E）

2026年1月5日制定

三友プラントサービス株式会社

表2 甲が委託する産業廃棄物の種類と乙の処分の場所、方法及び処理能力

種類（内容）及びコード		処分事業場	所在地、処分の方法、施設処理能力
		川崎工場 混合	
産 廃	燃えがら	0100	○
	汚泥	0200	○
	廃油	0300	○
	廃酸	0400	○
	廃アルカリ	0500	○
	廃プラスチック類	0600	○
	紙くず	0700	○
	木くず	0800	○
	繊維くず	0900	○
	動植物性残渣	1000	○
	ゴムくず	1100	
	金属くず	1200	○
	ガラス・陶磁器くず	1300	○
	鉱さい	1400	○
	がれき類	1500	
	ばいじん	1800	○
特 管	燃えがら（有害）	7424	
	汚泥（有害）	7426	
	引火性廃油	7000	
	引火性廃油（有害）	7010	
	廃油（有害）	7425	
	強酸	7100	
	強酸（有害）	7110	
	廃酸（有害）	7427	
	強アルカリ	7200	
	強アルカリ（有害）	7210	
	廃アルカリ（有害）	7428	
	鉱さい（有害）	7423	
	ばいじん（有害）	7429	
	感染性廃棄物	7300	

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款E）

2026年1月5日制定

三友プラントサービス株式会社

表3 最終処分場の場所、方法及び処理能力

	事業場の名称	所 在 地	処理方法	施設の処理能力
1	光和精鉱(株)	福岡県北九州市戸畠区大字中原46番93	再生利用（セメント原燃料等）	汚泥1,061m ³ /24h 燃えがら1,342t/24h
2	住友大阪セメント(株) 赤穂工場	兵庫県赤穂市折方字中水尾1513番地外34筆	焼却	3,410t/日(2基分)
3	住友大阪セメント(株) 高知工場	高知県須崎市押岡字中須賀242番1、242番2、字国近217番1、227番1、字中氏161番1、字花岡183番、字浜田118番、字有ノ木1567番、1569番、1570番、1571番、1572番、1573番、1574番、字大法110番、113番2、神田字大峰3791番1、3796番、多ノ郷字白岩乙3番1、字大峰乙732番	焼成	9,240t/日(2基分)
4	住友大阪セメント(株) 栃木工場	栃木県佐野市築地町715番地他	焼成・焼却	2,976t/日
5	八戸セメント(株)	青森県八戸市大字新井田字塩入下5番10他	焼却 焼成	汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ 各842.4t/日(24時間) 廃油 674.4t/日(24時間) 廃プラスチック類 468.0t/日(24時間) がらくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 38.4t/日(24時間) ばいじん 120.0t/日(24時間) 燃え殻 1,689.6t/日(24時間) 汚泥 1,876.8t/日(24時間) 金属くず 81.6t/日(24時間) がらくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 458.4t/日(24時間) 鉱さい 1,524.0t/日(24時間) がれき類 1,761.6t/日(24時間) ばいじん 897.6t/日(24時間)
6	株ミダック 遠州クリーンセンター	静岡県浜松市中央区大山町3595番地外41筆	管理型埋立	499,025m ³
7	株ミダック 奥山の杜クリーンセンター	静岡県浜松市浜名区引佐町奥山1397番195外35筆	管理型埋立	3,1998,177m ³
8	新井総合施設(株)	千葉県君津市怒田字花立630番7の一部他 千葉県君津市怒田字広野670番8の一部 千葉県君津市坂畠字花立1192番1他 千葉県君津市坂畠字横尾1226番	管理型埋立	2,341,300m ³
Ⓐ	アミターサーキュラー株式会社（東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地）を2次処分委託先とする最終処分の場所			
	事業場の名称	所 在 地	処理方法	施設の処理能力
1	麻生セメント株式会社 苅田工場	福岡県京都郡苅田町長浜町10番地	焼成	5,600t/日(24時間)

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款E）

2026年1月5日制定

三友プラントサービス株式会社

2	麻生セメント株式会社 田川工場	福岡県田川市大字弓削田 2868 番他	焼成	7,200t/日 (24 時間)
3	UBE 三菱セメント株式会社 山口工場 伊佐地区	山口県美祢市大瀬町東分字甲ノ上他	焼成・焼却	2号 : 4,500 m ³ /日 (24 時間) 《汚泥》
4	UBE 三菱セメント株式会社 山口工場 宇部地区	山口県宇部市大字小串字沖ノ山 1978 番 7	焼成・焼却	2,400 m ³ /日 (24 時間) 《汚泥》
5	UBE 三菱セメント株式会社 九州工場 菊田第二地区	福岡県京都郡菊田町長浜町 7 番	焼成	10,483t/日 (24 時間)
6	住友大阪セメント株式会社 高知工場	高知県須崎市押岡 242-1 他	焼成	6号 : 4,950t/日 《汚泥》 7号 : 4,290t/日 《汚泥》
7	住友大阪セメント株式会社 栃木工場	栃木県佐野市築地町 715 他	焼成・焼却	2,976t/日 (124 t/時) (2基合計) 《汚泥》
8	住友大阪セメント株式会社 岐阜工場	岐阜県本巣市山口字川西 11 番地	焼成・焼却	2,500 t/日 (104.17t/時) 《汚泥》
9	住友大阪セメント株式会社 赤穂工場	兵庫県赤穂市折方字中水尾 1513 他	焼却	1:1,296t/日 《汚泥》 2:2,114t/日 《汚泥》
10	太平洋セメント株式会社 熊谷工場	埼玉県熊谷市大字三ヶ尻字上ノ裏 3110 番他	焼成	2,700 t/日 (24 時間)
11	太平洋セメント株式会社 埼玉工場	埼玉県日高市大字原宿字一本杉 710 番 1 他	焼成	1,925 t/日 (24 時間)
12	太平洋セメント株式会社 大船渡工場	岩手県大船渡市赤崎町字跡浜 21-6	焼却	5,630 t/日 (24 時間) (2 基合計) 《汚泥》
13	太平洋セメント株式会社 上磯工場	北海道北斗市谷好 1-151 他 北海道北斗市谷好 1-160 他 北海道北斗市谷好 1-160 他	焼却・焼成 焼却・焼成 焼却・焼成	6号 : 490t/日 (24 時間) 《汚泥》 947t/日 (24 時間) 《無機汚泥》 7号 : 273t/日 (24 時間) 《汚泥》 812t/日 (24 時間) 《無機汚泥》 8号 : 173t/日 (24 時間) 《汚泥》 871t/日 (24 時間) 《無機汚泥》
14	太平洋セメント株式会社 藤原工場	三重県いなべ市藤原町東禅寺字出羽野 1668 他 三重県いなべ市藤原町東禅寺字出羽野 1668 他	焼成・焼却	436t/日 (24 時間) 《汚泥》 644 m ³ /日 (24 時間) 《汚泥》
15	株式会社ディ・シイ	神奈川県川崎市川崎区浅野町 2936 番 1 他	焼却	3,300 t/日
16	株式会社トクヤマ	山口県周南市渚町 4900 番 4	焼成・焼却	3号 : 832 m ³ /日 (24 時間) 《汚泥》 4号 : 825 m ³ /日 (24 時間) 《汚泥》 5号 : 1,245 m ³ /日 (24 時間) 《汚泥》
17	八戸セメント株式会社	青森県八戸市大字湊町字下河原 2 番 1 他	焼却	842.4 t/日 (24 時間) 《有機汚泥》 674.4 t/日 (24 時間) 《廃油》 468.0 t/日 (24 時間) 《廃プラスチック類》 842.4 t/日 (24 時間) 《紙くず》 842.4 t/日 (24 時間) 《木くず》

産業廃棄物処分委託基本契約約款（約款E）

2026年1月5日制定

三友プラントサービス株式会社

				842.4 t/日 (24時間) 《繊維くず》 842.4 t/日 (24時間) 《動植物性残さ》 38.4 t/日 (24時間) 《ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず》 120.0 t/日 (24時間) 《ばいじん》
			焼成	1,689.6t/日 (24時間) 《燃え殻》 1,876.8t/日 (24時間) 《無機汚泥》 81.6 t/日 (24時間) 《金属くず》 458.4 t/日 (24時間) 《ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず》 1,524.0t/日 (24時間) 《鉱さい》 1,761.6t/日 (24時間) 《がれき類》 897.6 t/日 (24時間) 《ばいじん》
18	日鉄セメント株式会社 室蘭工場	北海道室蘭市仲町5番3他	焼却	2,755.2 m ³ /日 (24時間) 《汚泥》
19	光和精鉱株式会社	北九州市戸畠区大字中原46番93	ペレット製造又 はセメント原料 製造工程の原燃 料として再生利 用	1,061.0 m ³ /日 (24時間) 《汚泥》
20	三池製錬株式会社 熔錬工場	福岡県大牟田市新開町2番地1	溶鉱炉製錬	溶鉱炉製錬施設 (MF炉) 570t/日 《汚泥》
21	アミタサー・キュラー(株) 姫路循環資源製造所	兵庫県姫路市網干区浜田字西新々田1287番 9他	セメント原料化	240t/日 800t/日
22	アミタサー・キュラー(株) 北九州循環資源製造所	福岡県北九州市若松区響町一丁目104番10	混練	312 m ³ /日 (8時間)
23	UBE 三菱セメント(株) 九州工場 荏田第一地区	福岡県京都郡苅田町松原町23番外2筆	焼成	8,000t/日 (24時間)
24	UBE 三菱セメント(株) 九州工場 黒崎地区	福岡県北九州市八幡西区洞南町1番1	焼却	720 m ³ /日 (24時間)

注：所在地は筆数が複数ある場合は「他」と記載している場合がある